

経済環境適応資金 制度要領

(目的)

第1 この要領は、中小企業者が経済環境の変化に適応するため、事業上必要とする資金の融通を円滑にすることにより、その経営の安定と振興に資することを目的とする。愛知県中小企業融資制度要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、融資制度の利用に必要な条件等を定める。

(制度の種類)

第2 この制度による融資は、次のとおりとする。

| 資金名 | メニュー名 | 略称 |
|--------------|----------------|-------------|
| (1) サポート資金 | ① セーフティネット【別枠】 | 環セ100、環セ80 |
| | ② 経営あんしん | 環経 |
| | ③ 経済対策特別 | 環特 |
| | ④ 条件変更改善 | 環条 |
| | ⑤ 大規模危機対応【別枠】 | 環危 |
| | ⑥ 経営力強化【一部別枠】 | 環力一般、環力5号 |
| | ⑦ 経営改善借換【一部別枠】 | 環借換一般、環借換5号 |
| (2) 災害対応資金 | ① 短期 | 環災短 |
| | ② 長期 | 環災長 |
| | ③ 大規模災害【別枠】 | 環災大 |
| (3) パワーアップ資金 | ① 設備投資促進枠 | 環設 |
| | ② 補助金つなぎ | 環補助 |
| | ③ 経営革新計画【別枠】 | 環企新 |
| | ④ 海外展開【別枠】 | 環海 |
| | ⑤ 地域未来投資【別枠】 | 環未来 |
| | ⑥ 防災【別枠】 | 環防 |
| | ⑦ 施策推進枠 | 環施策 |
| | ⑧ 金融機関提案型 | 別に定める |
| (4) 創業等支援資金 | ① 創業 | 環創 |
| | ② 再挑戦 | 環創再 |
| | ③ 経営者保証免除 | 環創SSS |
| (5) 再生資金 | ① 再生【別枠】 | 環再サ、環再経再 |
| (6) 事業承継資金 | ① 経営承継【別枠】 | 環承経、環承経準 |
| | ② 特定経営継承【別枠】 | 環承経特、環承経特準 |
| | ③ 経営承継借換【別枠】 | 環承借換 |
| | ④ 事業承継特別 | 環承特 |

(サポート資金【セーフティネット】)

第3 サポート資金【セーフティネット】の融資条件は、要綱で定めるものの他、以下のとおりとする。

| (1) 資金名 (略称) | サポート資金【セーフティネット】 | |
|-----------------|--|--|
| | 略称「環セ100」 | 略称「環セ80」 |
| (2) 融資対象 | 信用保険法第2条第5項第1号、第2号、第3号、第4号、第6号に規定する認定を受けている特定中小企業者 | 信用保険法第2条第5項第5号、第7号、第8号に規定する認定を受けている特定中小企業者 |
| (3) 資金使途 | 経営の安定に必要な事業資金 | |
| (4) 融資限度額 | 8,000万円 | |
| (5) 融資期間・ 利率 | 1年超3年以内 年1.3% | 1年超3年以内 年1.4% |
| | 3年超5年以内 年1.4% | 3年超5年以内 年1.5% |
| | 5年超7年以内 年1.5% | 5年超7年以内 年1.6% |
| | 7年超10年以内 年1.6% | 7年超10年以内 年1.7% |
| (6) 金利区分 | 特別金利3 | 特別金利2 |
| (7) 貸付方法 | 証書貸付 | |
| (8) 返済方法 | 据置1年以内の分割返済 | |
| (9) 保証制度 | 経営安定関連保証【別枠保証】 | |
| (10) 責任共有制度 | 対象外 | 対象 |
| (11) 必要書類 | 市町村長の発行する特定中小企業者であることの認定書 | |
| (12) 申込受付機関 | 以下のいずれかとする。 ① 取扱金融機関 ② 保証協会 | 取扱金融機関 |

(サポート資金【経営あんしん】)

第4 サポート資金【経営あんしん】の融資条件は、要綱で定めるものの他、以下のとおりとする。

| | |
|-------------|--|
| (1) 資金名(略称) | サポート資金【経営あんしん】(略称「環経」) |
| (2) 融資対象 | 以下のいずれかに該当する中小企業者 ① 県が認定した倒産事業者(以下「認定倒産事業者」という。)に対して50万円以上の売掛金(役務の提供による営業収益で未収のものを含む。)債権又は前渡金返還請求権を有していること ② 全取引額のうち認定倒産事業者との取引が20%以上であること |
| (3) 資金用途 | 経営の安定に必要な事業資金 |
| (4) 融資限度額 | 8,000万円 |
| (5) 融資期間・利率 | 1年超3年以内 年1.4% ----- 3年超5年以内 年1.5% ----- 5年超7年以内 年1.6% |
| (6) 金利区分 | 特別金利2 |
| (7) 貸付方法 | 証書貸付 |
| (8) 返済方法 | 据置1年以内の分割返済 |
| (9) 保証制度 | 一般保証 |
| (10) 責任共有制度 | 対象 |
| (11) 必要書類 | 証明申請書(様式1号) |
| (12) 申込受付機関 | 取扱金融機関 |
| (13) その他 | 倒産事業者の認定から1年以内に保証協会が申込みを受付することを要する |

2 前項(2)融資対象②の「取引額」の定義は、売上高(役務の提供による営業収益で未収のものを含む。)又は、仕入高のいずれかとし、原則として最近6か月間又は12か月間の実績とする。

(サポート資金【経済対策特別】)

第5 サポート資金【経済対策特別】の融資条件は、要綱で定めるものの他、以下のとおりとする。

| | |
|-------------|---|
| (1) 資金名(略称) | サポート資金【経済対策特別】(略称「環 特」) |
| (2) 融資対象 | 以下のいずれかに該当する中小企業者 ① 最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して3%以上減少していること ② 最近1か月間の売上高総利益率が前年同月の売上高総利益率と比較して3%以上減少していること ③ 最近1か月間の売上高総利益率が直近決算の売上高総利益率と比較して3%以上減少していること ④ 直近決算の売上高総利益率が直近決算前期の売上高総利益率と比較して3%以上減少していること ⑤ 最近1か月間の売上高営業利益率が前年同月の売上高営業利益率と比較して3%以上減少していること ⑥ 最近1か月間の売上高営業利益率が直近決算の売上高営業利益率と比較して3%以上減少していること ⑦ 直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期の売上高営業利益率と比較して3%以上減少していること |
| (3) 資金使途 | 経営の安定に必要な事業資金 |
| (4) 融資限度額 | 1億2,000万円 |
| (5) 融資期間・利率 | 1年以内 金融機関所定 ----- 1年超3年以内 年1.4% ----- 3年超5年以内 年1.5% ----- 5年超7年以内 年1.6% ----- 7年超10年以内 年1.7% |
| (6) 金利区分 | 特別金利2 |
| (7) 貸付方法 | 証書貸付、手形貸付、手形割引又は電子記録債権割引 ただし、手形貸付、手形割引、電子記録債権割引は融資期間1年以内に限る |
| (8) 返済方法 | 据置1年以内の分割返済 ただし、融資期間1年以内の場合は一括返済も認める |
| (9) 保証制度 | 一般保証 |
| (10) 責任共有制度 | 対象 |
| (11) 必要書類 | 以下のいずれかの確認書 ① 売上高減少要件確認書(様式2号-1) ② 利益率減少要件確認書(様式2号-2) |
| (12) 申込受付機関 | 取扱金融機関 |
| (13) その他 | 令和8年3月31日までに保証協会が申込みを受付することを要する |

2 前項(2)融資対象の要件については、以下のとおりとする。

- (1) 「最近1か月」の定義は、申込日の属する月の前月から当該月の前年同月までのうち、いずれかの月とする。
- (2) ③及び⑥の「直近決算」の定義は、前号の最近1か月から遡った直近の決算とする。

(サポート資金【条件変更改善】)

第6 サポート資金【条件変更改善】の融資条件は、要綱で定めるものの他、以下のとおりとする。

| | |
|-------------|---|
| (1) 資金名(略称) | サポート資金【条件変更改善】(略称「環 条」) |
| (2) 融資対象 | 返済条件の緩和を行っている保証協会の保証付き既往借入金を借り換え、かつ金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者 |
| (3) 資金使途 | 事業計画の実施に必要な事業資金 保証付きの既往借入金の返済資金のほか、事業計画の内容に応じて、当該返済資金以外の事業資金を含めることができる |
| (4) 融資限度額 | 2億8,000万円 |
| (5) 融資期間・利率 | 1年超10年以内 年1.7% |
| | 10年超13年以内 年1.8% |
| | 13年超15年以内 年1.9% |
| (6) 金利区分 | 特別金利2 |
| (7) 貸付方法 | 証書貸付 |
| (8) 返済方法 | 据置1年以内の分割返済 ただし、保証付きの既往借入金の返済資金以外の事業資金(新規の融資分)を含む場合は、据置2年以内の分割返済 |
| (9) 保証制度 | 条件変更改善型借換保証 |
| (10) 責任共有制度 | 対象 |
| (11) 必要書類 | ① 状況説明書 ② 事業計画書(申込人が策定したもの) ③ 認定経営革新等支援機関による支援内容を記載した書面(②に支援内容が記載されている場合は不要) |
| (12) 申込受付機関 | 取扱金融機関 |

2 前項(11)必要書類②事業計画書は、以下の内容を満たすもの又は含むものとする。

- (1) 計画を策定した日の属する事業年度の翌事業年度から3事業年度を最短の期間とし、原則として同5事業年度を最長の期間とすること。
- (2) 申込人の経営に係る現況・課題と課題を踏まえた改善策を記載すること。
- (3) 計画期間中の各事業年度の収支計画及び計画終了時の定量目標並びにその達成に向けた具体的な行動計画を記載すること。

3 本制度は、国の全国統一制度である条件変更改善型借換保証を適用するため、国の保証制度要綱に基づき、融資を実行した金融機関は、同保証制度の定めにより計画実行状況の管理等をおこなうこと。

(サポート資金【大規模危機対応】)

第7 サポート資金【大規模危機対応】の融資条件は、要綱で定めるものの他、以下のとおりとする。

| | |
|-------------|-----------------------------------|
| (1) 資金名(略称) | サポート資金【大規模危機対応】(略称「環 危」) |
| (2) 融資対象 | 信用保険法第2条第6項に規定する認定を受けている特例中小企業者 |
| (3) 資金用途 | 経営の安定に必要な事業資金 |
| (4) 融資限度額 | 8,000万円 |
| (5) 融資期間・利率 | 1年超3年以内 年1.3% |
| | 3年超5年以内 年1.4% |
| | 5年超7年以内 年1.5% |
| | 7年超10年以内 年1.6% |
| (6) 金利区分 | 特別金利3 |
| (7) 貸付方法 | 証書貸付 |
| (8) 返済方法 | 据置2年以内の分割返済 |
| (9) 保証制度 | 危機関連保証【別枠保証】 |
| (10) 責任共有制度 | 対象外 |
| (11) 必要書類 | 市町村長の発行する特例中小企業者であることの認定書 |
| (12) 申込受付機関 | 以下のいずれかとする。 ① 取扱金融機関 ② 保証協会 |

2 本制度は、国の全国統一制度である危機関連保証を適用するため、国の保証制度要綱等に基づき、融資を実行した金融機関は、モニタリングを行うこと。

(サポート資金【経営力強化】)

第8 サポート資金【経営力強化】の融資条件は、要綱で定めるものの他、以下のとおりとする。

| (1) 資金名(略称) | サポート資金【経営力強化】 | |
|-------------|--|--|
| | 略称「環力一般」 | 略称「環力5号」 |
| (2) 融資対象 | 金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者 | |
| (3) 資金使途 | 事業計画の実施に必要な事業資金 | 信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定を受けていること 経営の安定及び事業計画の実施に必要な事業資金(既往の新型コロナウイルス感染症関連保証に係る借入金を借り換える場合に限る) |
| (4) 融資限度額 | 2億8,000万円 | |
| (5) 融資期間・利率 | 1年超3年以内 年1.4% | |
| | 3年超5年以内 年1.5% | |
| | 5年超7年以内 年1.6% ※資金使途は保証付き既往借入金の借換資金を含む場合又は設備資金に限る | |
| | 7年超10年以内 年1.7% ※資金使途は保証付き既往借入金の借換資金を含む場合に限る | |
| (6) 金利区分 | 特別金利2 | |
| (7) 貸付方法 | 証書貸付 | |
| (8) 返済方法 | 据置1年以内の分割返済 | |
| (9) 保証制度 | 経営力強化保証 | 経営力強化保証【別枠保証】 |
| (10) 責任共有制度 | 対象 | |
| (11) 必要書類 | ① 「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書 ② 事業行動計画書(申込人が策定したもの) | ① 「経営力強化保証」申込人資格要件等届出書 ② 事業行動計画書(申込人が策定したもの) ③ 市町村長の発行する特定中小企業者であることの認定書 |
| | (12) 申込受付機関 | |

2 前項(3)の新型コロナウイルス感染症関連保証に係る借入金とは以下に掲げるものとする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症対応資金に係る既往借入金
- (2) 伴走支援型特別保証制度に係る既往借入金
- (3) 保険法第12条に規定する経営安定関連保証(保険法第2条第5項第4号(新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。))の特定中小企業者に係るものに限る。)に係る既往借入金
- (4) 保険法第15条に規定する危機関連保証(保険法第2条第6項(新型コロナウイルス感染症に係るものに限る。))の特例中小企業者に係るものに限る。)に係る既往借入金
- (5) 経営安定関連保証(5号)であって令和2年経済産業省告示第49号により経済産業大臣が認めた場合として定めた期間内(延長後の期間を含む。)に信用保証協会が保証申込受け付けし、かつ貸付実行された既往借入金

3 前1項(11)必要書類②事業行動計画書は、以下の内容を満たすもの又は含むものとする。

- (1) 計画を策定した日の属する事業年度から3事業年度を最短の期間とし、原則として同5事業年度を最長の期間とする。

- (2) 申込人の経営に係る現況・課題と課題を克服するための取組事項及び目標設定
 - (3) 申込人が融資を受けて取組む事項に係る具体的な資金使途と資金効果
 - (4) 上記取組等を踏まえた収支計画及び返済計画
- 4 本制度は、国の全国統一制度である経営力強化保証を適用するため、国の保証制度要綱等に基づき、融資を実行した金融機関は、計画の実行状況の管理等を行うこと。

(サポート資金【経営改善借換】)

第9 サポート資金【経営改善借換】の融資条件は、要綱で定めるものの他、以下のとおりとする。

| (1) 資金名(略称) | サポート資金【経営改善借換】 | |
|-------------|--|--|
| | 略称「環借換一般」 | 略称「環借換5号」 |
| (2) 融資対象 | 愛知県中小企業融資制度を利用した信用保証協会の保証付既往借入金を借り換えるもので、金融機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者 | |
| | | 信用保険法第2条第5項第5号の規定による認定を受けていること |
| (3) 資金使途 | 借換対象融資に係る既往借入金の借り換えに要する運転資金 なお、当該返済資金以外の事業資金を含めることができる | |
| (4) 融資限度額 | 8,000万円 | |
| (5) 融資期間・利率 | 7年超10年以内 年1.7% | |
| | 10年超13年以内 年1.8% | |
| | 13年超15年以内 年1.9% | |
| (6) 金利区分 | 特別金利2 | |
| (7) 貸付方法 | 証書貸付 | |
| (8) 返済方法 | 据置5年以内の分割返済 | |
| (9) 保証制度 | 一般保証 | 経営安定関連保証【別枠保証】 |
| (10) 責任共有制度 | 対象 | |
| (11) 必要書類 | 事業計画書(申込人が策定したもの) | ① 事業計画書(申込人が策定したもの) ② 市町村長の発行する特定中小企業者であることの認定書 |
| (12) 申込受付機関 | 取扱金融機関 | |

2 前項(11)必要書類の事業計画書は、以下の内容を満たすもの又は含むものとする。

(1) 計画期間は以下の範囲のものとする。

最長の期間：計画を策定した日の属する事業年度の翌年度から5事業年度

最短の期間：同3事業年度と当初据置期間の終了日の属する事業年度のうち、いずれか長い方

(2) 申込人の経営に係る現況・課題と課題を踏まえた改善策を記載すること。

(3) 計画期間中の各事業年度の収支計画及び計画終了時の定量目標並びにその達成に向けた具体的な行動計画を記載すること。

3 本制度を利用して融資を実行した金融機関は、別に定める期中管理を行わなければならない。

(災害対応資金【短期】)

第10 災害対応資金【短期】の融資条件は、要綱で定めるものの他、以下のとおりとする。

| | |
|-------------|---|
| (1) 資金名(略称) | 災害対応資金【短期】(略称「環 災 短」) |
| (2) 融資対象 | 自然災害等により被害を受け、市町村から被災証明等を受けている中小企業者 |
| (3) 資金使途 | 事業の再開に必要な事業資金 ※他の資金の借り換えには利用不可 |
| (4) 融資限度額 | 8,000 万円 |
| (5) 融資期間・利率 | 1年以内 年1.0% |
| (6) 金利区分 | 特別金利5 |
| (7) 貸付方法 | 証書貸付、手形貸付 |
| (8) 返済方法 | 分割返済又は一括返済 |
| (9) 保証制度 | 一般保証 |
| (10) 責任共有制度 | 対象 |
| (11) 必要書類 | 市町村長の発行する被災証明書等 |
| (12) 申込受付機関 | 取扱金融機関 |
| (13) その他 | 被災証明書等に記載のある災害発生日から半年以内に保証協会が申込みを受付することを要する |

(災害対応資金【長期】)

第11 災害対応資金【長期】の融資条件は、要綱で定めるものの他、以下のとおりとする。

| | |
|-------------|--|
| (1) 資金名(略称) | 災害対応資金【長期】(略称「環 災 長」) |
| (2) 融資対象 | 自然災害等により被害を受け、市町村から被災証明等を受けている中小企業者 |
| (3) 資金使途 | 事業の再開に必要な事業資金 ※他の資金の借り換えには利用不可 |
| (4) 融資限度額 | 2億8,000 万円 |
| (5) 融資期間・利率 | 1年超3年以内 年1.3% ----- 3年超5年以内 年1.4% ----- 5年超7年以内 年1.5% ----- 7年超10年以内 年1.6% |
| (6) 金利区分 | 特別金利3 |
| (7) 貸付方法 | 証書貸付 |
| (8) 返済方法 | 据置1年以内の分割返済 |
| (9) 保証制度 | 一般保証 |
| (10) 責任共有制度 | 対象 |
| (11) 必要書類 | 市町村長の発行する被災証明書等 |
| (12) 申込受付機関 | 取扱金融機関 |
| (13) その他 | 被災証明書等に記載のある災害発生日から半年以内に保証協会が申込みを受付することを要する |

(災害対応資金【大規模災害】)

第12 災害対応資金【大規模災害】の融資条件は、要綱で定めるものの他、以下のとおりとする。

| | | |
|-------------|---|---|
| (1) 資金名(略称) | 災害対応資金【大規模災害】(略称「環 災 大」) | |
| (2) 融資対象 | 信用保険法第2条第5項第4号に規定する認定を受けている特定中小企業者 | 以下の要件を備える「被災中小企業者」であること。 ① 激甚災害について災害救助法が適用された地域又は中小企業者が有する施設が被災を受けていると認められるとして主務省において指定した地域(被災地域)内に事業所を有する者 ② 激甚災害により直接被害を受けた者 |
| (3) 資金使途 | 経営の安定に必要な事業資金 ※他の資金の借り換えには利用不可 | 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(以下「激甚災害法」という。)による「激甚災害」としての指定又は激甚災害法第12条の措置適用の指定を受けた災害により被害を受けた中小企業者の事業の再建に必要な資金 ※他の資金の借り換えには利用不可 |
| (4) 融資限度額 | 2億8,000万円 | |
| (5) 融資期間・利率 | 1年超3年以内 年1.2% | |
| | 3年超5年以内 年1.3% | |
| | 5年超7年以内 年1.4% | |
| | 7年超10年以内 年1.5% | |
| (6) 金利区分 | 特別金利4 | |
| (7) 貸付方法 | 証書貸付 | |
| (8) 返済方法 | 据置1年以内の分割返済 | |
| (9) 保証制度 | 経営安定関連保証【別枠保証】 | 災害関係保証【別枠保証】 |
| (10) 責任共有制度 | 対象外 | |
| (11) 必要書類 | 市町村長の発行する特定中小企業者であることの認定書 | 市町村長の発行する罹災証明書等 |
| (12) 申込受付機関 | 取扱金融機関 | |
| (13) その他 | 当該災害に係る保険法第2条第5項第4号の指定期間内に保証協会が申込みを受付することを要する | 災害関係保証の適用期限内に融資実行することを要する |

2 前項(2)融資対象の「被災中小企業者」の要件については、以下のとおりとする。

- (1) 事業所が上記の被災地域外にあるときは、この要件を満たしているものとはならない。
また、事業所とは、主たる事業所のみならず、支店、工場、作業所、倉庫等を含むものであることから、主たる事業所が被災地域外にあっても、支店等が被災地域内にあれば差し支えない。
- (2) 被災地に事業所を有する中小企業者であって、その事業所は直接被災していないが、自己の商品の保管委託中の倉庫が被災したため、その商品等が被害を受けた場合には、この要件を満たす。

(パワーアップ資金【設備投資促進枠】)

第13 パワーアップ資金【設備投資促進枠】の融資条件は、要綱で定めるものの他、以下のとおりとする。

| | |
|-------------|----------------------------|
| (1) 資金名(略称) | パワーアップ資金【設備投資促進枠】(略称「環 設」) |
| (2) 融資対象 | 事業上の設備投資を行う中小企業者 |
| (3) 資金使途 | 事業上の設備資金 |
| (4) 融資限度額 | 2億8,000万円 |
| (5) 融資期間・利率 | 1年超3年以内 年1.2%以内 |
| | 3年超5年以内 年1.3%以内 |
| | 5年超7年以内 年1.4%以内 |
| | 7年超10年以内 年1.5%以内 |
| (6) 金利区分 | 特別金利4 |
| (7) 貸付方法 | 証書貸付 |
| (8) 返済方法 | 据置1年以内の分割返済 |
| (9) 保証制度 | 一般保証 |
| (10) 責任共有制度 | 対象 |
| (11) 必要書類 | 計画書(様式3号) |
| (12) 申込受付機関 | 取扱金融機関 |

(パワーアップ資金【補助金つなぎ】)

第14 パワーアップ資金【補助金つなぎ】の融資条件は、要綱で定めるものの他、以下のとおりとする。

| | |
|-------------|---|
| (1) 資金名(略称) | パワーアップ資金【補助金つなぎ】(略称「環 補助」) |
| (2) 融資対象 | 国、地方自治体、独立行政法人、特殊法人、公益法人等の公的な機関から、県内の事業に係る補助金の交付決定を受けている中小企業者 |
| (3) 資金使途 | 交付決定を受けた補助金のつなぎ資金として必要な事業資金 |
| (4) 融資限度額 | 2億8,000万円(補助金の交付決定額を上限とする) |
| (5) 融資期間・利率 | 2年以内 年1.0%以内 |
| (6) 金利区分 | 特別金利6 |
| (7) 貸付方法 | 手形貸付又は証書貸付 |
| (8) 返済方法 | 一括返済 |
| (9) 保証制度 | 一般保証 |
| (10) 責任共有制度 | 対象 |
| (11) 必要書類 | 計画書(様式4号) |
| (12) 申込受付機関 | 取扱金融機関(補助金の振込先となっている店舗に限る) |

(パワーアップ資金【経営革新計画】)

第15 パワーアップ資金【経営革新計画】の融資条件は、要綱で定めるものの他、以下のとおりとする。

| | |
|-----------------|--|
| (1) 資金名(略称) | パワーアップ資金【経営革新計画】(略称「環企新」) |
| (2) 融資対象 | 中小企業等経営強化法(以下「経営強化法」という。)第14条第1項に基づく主務大臣又は知事の承認を受けている中小企業者 ただし、経営強化法第22条第1項に規定する特定事業者は中小企業者とみなす |
| (3) 資金使途 | 経営強化法第14条第1項に基づく主務大臣又は知事の承認を受けた経営革新計画の実施に必要な事業資金 |
| (4) 融資限度額 | 2億8,000万円 |
| (5) 融資期間・ 利率 | 1年超3年以内 年1.3%以内 |
| | 3年超5年以内 年1.4%以内 |
| | 5年超7年以内 年1.5%以内 |
| | 7年超10年以内 年1.6%以内 ※資金使途は設備資金に限る |
| (6) 金利区分 | 特別金利3 |
| (7) 貸付方法 | 証書貸付 |
| (8) 返済方法 | 据置1年以内の分割返済 |
| (9) 保証制度 | 経営革新関連保証【別枠保証】 |
| (10) 責任共有制度 | 対象 |
| (11) 必要書類 | 経営強化法第14条第1項に基づく主務大臣又は知事の承認を受けた申請書及び計画書 |
| (12) 申込受付機関 | 取扱金融機関 |

(パワーアップ資金【海外展開】)

第16 パワーアップ資金【海外展開】の融資条件は、要綱で定めるものの他、以下のとおりとする。

| | |
|-------------|--|
| (1) 資金名(略称) | パワーアップ資金【海外展開】(略称「環海」) |
| (2) 融資対象 | 海外展開に係る事業を行い、将来的に県内事業所の事業規模や雇用の維持・拡大を目指す中小企業者 ただし、県内事業所のすべてを廃止する場合を除く |
| (3) 資金使途 | 海外展開に必要な以下の事業資金(県外の事業資金も対象とする) ① 出資割合が10%以上となる場合(100%出資の子会社の出資と合算して10%となる場合を含む。)における外国法人の発行に係る株式又は出資の持分の取得に要する資金 ② 出資割合が10%以上である外国法人(100%出資の子会社の出資と合算して10%以上であるものを含む。)の発行に係る証券等(株式、出資の持分、社債又は利札)の取得又はこれらの外国法人に対する金銭の貸付けに要する資金 ③ 下記の永続的な関係がある外国法人の発行に係る証券等(株式、出資の持分、社債又は利札)の取得又はこれらの外国法人に対する金銭の貸付けに要する資金 ア 役員の派遣 イ 長期にわたる原材料の供給又は製品の売買 ウ 重要な製造技術の提供 ④ 外国における支店、工場等の設置又は拡張に要する資金 ⑤ 海外直接投資の事業の実施に必要な従業員教育の費用に充てるための資金 ⑥ 海外直接投資の事業の実施に必要な調査の費用に充てるための資金 |
| (4) 融資限度額 | 2億円 |
| (5) 融資期間・利率 | 1年超3年以内 年1.3%以内 |
| | 3年超5年以内 年1.4%以内 |
| | 5年超7年以内 年1.5%以内 |
| | 7年超10年以内 年1.6%以内 ※資金使途は設備資金に限る |
| (6) 金利区分 | 特別金利3 |
| (7) 貸付方法 | 証書貸付 |
| (8) 返済方法 | 据置1年以内の分割返済 |
| (9) 保証制度 | 海外投資関係保証【別枠保証】 |
| (10) 責任共有制度 | 対象 |
| (11) 必要書類 | 資金使途に対応した下記のいずれかの計画書 ① 外国法人発行の証券等の取得に係る資金 海外直接投資に係る証券取得に関する計画書 ② 外国法人に対する金銭の貸付けに係る資金 海外直接投資に係る金銭の貸付けに関する計画書 ③ 外国における支店等の設置又は拡張に係る資金 外国における支店等の設置又は拡張に関する計画書 ④ 上記以外の資金 海外直接投資の事業に係る従業員教育・調査に関する計画書 |
| (12) 申込受付機関 | 取扱金融機関 |

(パワーアップ資金【地域未来投資】)

第17 パワーアップ資金【地域未来投資】の融資条件は、要綱で定めるものの他、以下のとおりとする。

| | | |
|-------------|---|---|
| (1) 資金名(略称) | パワーアップ資金【地域未来投資】(略称「環 未来」) | |
| (2) 融資対象 | 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成19年法律第40号。以下「地域未来投資促進法」という。)第13条第1項に規定する地域経済牽引計画を主務大臣又は知事から承認を受けている中小企業者 | 以下の①から③のいずれにも該当するもの なお、①ウについては申込日までに新しい決算が確定した場合は、当該決算においてもこの要件を満たすことが必要 ① 地域未来投資促進法第13条第1項に規定する地域経済牽引計画(以下のアからウまでに掲げる事項の記載があるものに限る。)を主務大臣又は知事から承認を受けている中小企業者 ア 承継等特定事業者及び被承継等特定事業者の名称 イ 事業承継等の内容及び実施時期 ウ 承認申請日の直前の決算において以下の要件を満たすこと (ア) 資産超過であること (イ) EBITDA 有利子負債倍率(借入金・社債－現預金)÷(営業利益＋減価償却費)が10倍以内であること ② 申込日直前の決算において法人・個人の分離がなされていること ③ 申込日において、返済緩和している借入金がないこと |
| (3) 資金使途 | 地域未来投資促進法第13条第1項に基づく主務大臣又は知事の承認を受けた地域経済牽引事業計画の実施に必要な事業資金 | |
| (4) 融資限度額 | 2億8,000万円 | |
| (5) 融資期間・利率 | 1年超3年以内 年1.3%以内 | |
| | 3年超5年以内 年1.4%以内 | |
| | 5年超7年以内 年1.5%以内 | |
| | 7年超10年以内 年1.6%以内 ※資金使途は設備資金に限る | |
| | 10年超13年以内 年1.7%以内 ※資金使途は設備資金に限る | |
| | 13年超15年以内 年1.8%以内 ※資金使途は設備資金に限る | |
| (6) 金利区分 | 特別金利3 | |
| (7) 貸付方法 | 証書貸付 | |
| (8) 返済方法 | 据置1年以内の分割返済 | |
| (9) 保証制度 | 地域経済牽引事業関連保証【別枠保証】 | 特例地域経済牽引事業関連保証【別枠保証】 |
| (10) 責任共有制度 | 対象 | |
| (11) 必要書類 | ① 承認地域経済牽引事業計画に係る通知書の写し ② 承認地域経済牽引事業計画に係る承認申請書(変更の承認があったときは、変更後のものを含む。)の写し ③ 承認地域経済牽引事業計画に従って承認地域経済牽引事業を実施していることを確認した旨の通知 | |
| | | ④ 財務要件等確認書 |
| (12) 申込受付機関 | 取扱金融機関 | |
| (13) 連帯保証 | 法人代表者の連帯保証を徴求しない | |

2 前項(2)融資対象については、地域未来投資促進法第19条第1項に規定する承認地域経済牽引事業者は中小企業者とみなす。

(パワーアップ資金【防災】)

第18 パワーアップ資金【防災】の融資条件は、要綱で定めるものの他、以下のとおりとする。

| | |
|-------------|---|
| (1) 資金名(略称) | パワーアップ資金【防災】(略称「環防」) |
| (2) 融資対象 | 中小企業の事業活動の継続に資するための経営強化法等の一部を改正する法律(以下「中小企業強靱化法」という。)に基づく事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画を策定し、経済産業大臣の認定を受けた中小企業者 |
| (3) 資金使途 | 中小企業強靱化法に基づく主務大臣の認定を受けた事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画の実施に必要な資金 |
| (4) 融資限度額 | 2億8,000万円 |
| (5) 融資期間・利率 | 1年超3年以内 年1.3%以内 |
| | 3年超5年以内 年1.4%以内 |
| | 5年超7年以内 年1.5%以内 |
| | 7年超10年以内 年1.6%以内 ※資金使途は設備資金に限る |
| (6) 金利区分 | 特別金利3 |
| (7) 貸付方法 | 証書貸付 |
| (8) 返済方法 | 据置1年以内の分割返済 |
| (9) 保証制度 | 事業継続力強化関連保証【別枠保証】又は連携事業継続力強化関連保証【別枠保証】 |
| (10) 責任共有制度 | 対象 |
| (11) 必要書類 | 以下のいずれか ① 認定を受けた事業継続力強化計画に係る認定申請書(変更の認定を受けたときは、変更後のものを含む。)の写し ② 認定を受けた連携事業継続力強化計画に係る認定申請書(変更の認定を受けたときは、変更後のものを含む。)の写し |
| (12) 申込受付機関 | 取扱金融機関 |

(パワーアップ資金【施策推進枠】)

第19 パワーアップ資金【施策推進枠】の融資条件は、要綱で定めるものの他、以下のとおりとする。

| | |
|-------------|--|
| (1) 資金名(略称) | パワーアップ資金【施策推進枠】(略称「環 施策」) |
| (2) 融資対象 | ① 商店街 「商店街地域未来プロジェクト」に参加している中小企業者 ② 休み方改革 県から「愛知県休み方改革マイスター企業」の認定(認定区分がシルバー又はゴールドに限る。)又は「愛知県ファミリー・フレンドリー企業」の登録を受けている中小企業者 ③ あいち女性輝きカンパニー 県から「あいち女性輝きカンパニー」の認証を受けている中小企業者 ④ 健康経営 県から「愛知県健康経営推進企業」の認証を受けている中小企業者 ⑤ カーボンニュートラル 環境負荷低減設備等を導入し、カーボンニュートラルの実現に取り組む中小企業者 |
| (3) 資金使途 | ①から④：事業資金 ⑤：環境負荷低減設備を導入するために必要な事業資金 |
| (4) 融資限度額 | 8,000万円 |
| (5) 融資期間・利率 | 1年以内 年1.3%以内 ----- 1年超3年以内 年1.4%以内 ----- 3年超5年以内 年1.5%以内 ----- 5年超7年以内 年1.6%以内 ----- 7年超10年以内 年1.7%以内 ※資金使途は設備資金に限る |
| (6) 金利区分 | 特別金利2 |
| (7) 貸付方法 | 証書貸付、手形貸付、手形割引又は電子記録債権割引 ただし、手形貸付、手形割引、電子記録債権割引は融資期間1年以内に限る |
| (8) 返済方法 | 据置1年以内の分割返済 ただし、融資期間1年以内の場合は一括返済も認める |
| (9) 保証制度 | 一般保証 |
| (10) 責任共有制度 | 対象 |
| (11) 必要書類 | ① 商店街：「商店街地域未来プロジェクト」に参加している証明を受けた証明申請書 ② 休み方改革：以下のいずれかの書類 ア 「愛知県休み方改革マイスター企業」認定の証明書 イ 「愛知県ファミリー・フレンドリー企業」の登録証 ③ あいち女性輝きカンパニー：「あいち女性輝きカンパニー」認定書 ④ 健康経営：「愛知県健康経営推進企業」の登録証明書 ⑤ カーボンニュートラル：計画書(様式5号) |
| (12) 申込受付機関 | 取扱金融機関 |

2 前項(11)必要書類①の証明申請書は、商業流通課に証明を受けること。

3 前1項(2)融資対象⑤及び(3)資金使途⑤の環境負荷低減設備は、以下の設備等とする。

| 項目 | 概要 | 対象となる主な設備 |
|---|--|--|
| 省エネルギーを促進するための設備 | <p>エネルギーの使用を削減する設備。 なお、エネルギーとは、以下のものをいう。</p> <p>①燃料（原油、ガソリン、重油、その他の石油製品、可燃性天然ガス、石炭、コークスなど） ②上記燃料を熱源とした熱 ③上記燃料を起源とする電気</p> | <p>○燃料（原油、ガソリン、重油、その他の石油製品、可燃性天然ガス、石炭、コークスなど）の使用を削減する設備 ○上記燃料を熱源とした熱の使用を削減する設備 ○上記燃料を起源とする電気の使用を削減する設備</p> |
| 新エネルギーを促進するための設備 | <p>新エネルギーを利用する設備。 なお、新エネルギーとは、以下のものをいう。</p> <p>①太陽光発電、風力発電、太陽熱利用、バイオマス発電、バイオマス熱利用、バイオマス燃料製造、温度差エネルギー利用、水力発電など ②革新的なエネルギー高度利用技術（天然ガスコージェネレーション、燃料電池）</p> | <p>○新エネルギー（太陽熱利用、バイオマス熱利用など）を熱源とした熱を利用する設備 ○新エネルギー（太陽光発電、風力発電、バイオマス発電など）を起源として発電する設備 ○革新的なエネルギー高度利用技術を利用する設備</p> |
| 廃棄物、排水、副産物及び容器包装等（「廃棄物等」）のリサイクルを促進するための設備 | <p>廃棄物等のリサイクル（再生利用、材料・製品の再資源化、燃料化）に資する設備。 主に以下の機能を有する設備をいう。</p> <p>①廃棄物等を回収、保管する設備 ②リサイクルのための処理を行う設備 ③その他、廃棄物等のリサイクルに資する設備</p> | <p>○廃石膏リサイクル設備 ○ごみ固形化設備(RPF、木質ペレット製造設備) ○生ごみ堆肥化設備 ○建設汚泥リサイクル設備 ○廃プラスチック洗浄設備</p> |
| 廃棄物又は排水の量を減少させ、環境負荷の低減を図る設備 | <p>廃棄物又は排水を削減する設備。 主に以下の機能を有する設備をいう。</p> <p>①製品を製造する工程で生じた廃棄物又は排水を自社内で減量化・減容化するための設備 ②他の企業から処理を請け負った廃棄物を再利用するなどして減量化・減容化するための設備</p> | <p>○廃プラスチック減容化設備 ○生ごみからのガス発電設備 ○排水再利用整備 ○油水分離設備 ○工場廃液処理設備</p> |
| 環境負荷低減型製品（エコ商品）を製造するための設備 | <p>エコ商品を製造するための設備。 なお、エコ商品とは、以下のものをいう。</p> <p>①自然を破壊しない環境保護を目的とした商品 ②環境に悪影響を及ぼさない素材を使用した商品 ③リサイクルしやすい商品 ④廃棄しても環境汚染しない商品 ⑤ライフサイクルで省エネ・省資源が達成されている商品</p> | <p>○グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に係る法律）に対応した製品を製造する設備 ○エコポイント制度の基準を満たすテレビ、エアコン等を製造する設備 ○あいちリサイクル資材評価制度に基づき公共事業で率先利用することが認定された製品（あいくる制度適合製品）を製造する設備</p> |

（パワーアップ資金【金融機関提案型】）

第20 パワーアップ資金【金融機関提案型】の融資条件は、別に定める。

(創業等支援資金【創業】)

第21 創業等支援資金【創業】の融資条件は、要綱で定めるものの他、以下のとおりとする。

| | |
|-------------|---|
| (1) 資金名(略称) | 創業等支援資金【創業】(略称「環創」) |
| (2) 融資対象 | 以下のいずれかに該当するもの ① 以下いずれかの創業前の創業者で、事業開始に係る具体的計画を有するもの ア 1か月以内に新たに個人で事業を開始する、事業を営んでいない個人 イ 2か月以内に新たに会社を設立して事業を開始する、事業を営んでいない個人 ウ 自らの事業の全部又は一部を継続的に実施しつつ新たに会社を設立して、新たな会社が事業を開始する具体的計画を有する、中小企業者である会社 ② 以下のいずれかの創業後の創業者 ア 事業を営んでいない個人が新たに事業を開始し、事業を開始した日以後5年を経過していないもの イ 事業を営んでいない個人が新たに設立した会社で、設立の日以後5年を経過していないもの ウ 中小企業者である会社が自らの事業の全部又は一部を継続的に実施しつつ新たに設立した会社で、設立の日以後5年を経過していないもの ③ 産競法第2条第31項第2号に規定する創業者(事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後5年を経過していないもの)であって新たに会社(中小企業者に限る。)を設立したものが、事業の譲渡により、事業の全部又は一部を当該会社に継承させる場合であって、新たに会社を設立したものが事業を開始した日から起算して5年を経過していないとして、同条第31項第4号に掲げる創業者とみなされるもの |
| (3) 資金使途 | 開業及び開業後の事業を行うために必要な事業資金 ただし、新会社設立のための株式取得資金(資本金又は出資金)は対象としない |
| (4) 融資限度額 | 3,500万円 |
| (5) 融資期間・利率 | 3年以内 年1.0% |
| | 3年超5年以内 年1.1% |
| | 5年超7年以内 年1.2% |
| | 7年超10年以内 年1.3% ※資金使途は設備資金に限る |
| (6) 金利区分 | 特別金利6 |
| (7) 貸付方法 | 証書貸付 |
| (8) 返済方法 | 据置1年以内の分割返済 ただし、返済期間1年以内は分割返済又は一括返済 資金使途が設備資金の場合の据置期間は以下のとおりとする ・3年超7年以内：据置2年以内 ・7年超10年以内：据置3年以内 |
| (9) 保証制度 | 創業関連保証 |
| (10) 責任共有制度 | 対象外 |
| (11) 必要書類 | ((2)融資対象①のみ) ① 創業・再挑戦計画書 ((2)融資対象②③のみ) ② 会社が申込人のときは、商業登記簿謄本及び定款の写し ③ 個人が申込人のときは、開業届出書の写し等の開業年月日が確認できる資料 (認定特定創業支援等事業により支援を受けている場合のみ) ④ 認定特定創業支援等事業により支援を受けていることの市町村長の証明書の写し (金利優遇措置を受ける場合のみ) ⑤ 県の行うスタートアップ支援事業による支援を受けた者である旨の証明書 |
| (12) 申込受付機関 | 以下のいずれかとする。 ① 取扱金融機関 ② 保証協会 |
| (13) 金利優遇措置 | 県の行うスタートアップ支援事業による支援を受けた者については、上記金利から0.3%引下げする |

(創業等支援資金【再挑戦】)

第22 創業等支援資金【再挑戦】の融資条件は、要綱で定めるものの他、以下のとおりとする。

| | |
|-------------|--|
| (1) 資金名(略称) | 創業等支援資金【再挑戦】(略称「環創再」) |
| (2) 融資対象 | 以下の①から③のいずれかに該当するものであって、かつ、④又は⑤の要件を満たし、事業の廃止又は解散の日から5年を経過する日前に申込みを行ったもの ① 以下いずれかの創業前の創業者で、事業開始に係る具体的計画を有するもの ア 1か月以内に新たに個人で事業を開始する、事業を営んでいない個人 イ 2か月以内に新たに会社を設立して事業を開始する、事業を営んでいない個人 ② 以下のいずれかの創業後の創業者 ア 事業を営んでいない個人が新たに事業を開始し、事業を開始した日以後5年を経過していないもの イ 事業を営んでいない個人が新たに設立した会社で、設立の日以後5年を経過していないもの ③ 産競法第2条第31項第2号に規定する創業者(事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後5年を経過していないもの)であって新たに会社(中小企業者に限る。)を設立したものが、事業の譲渡により、事業の全部又は一部を当該会社に継承させる場合であって、新たに会社を設立したものが事業を開始した日から起算して5年を経過していないとして、同条第31項第4号に掲げる創業者とみなされるもの ④ ①ア、①イ、②アに該当する場合は、以下のいずれかの要件 ア 過去に自らが営んでいた事業をその経営状況の悪化により廃止した経験を有するもの イ 過去に経営の状況の悪化により解散した会社の当該解散の日において当該会社の業務を執行する役員であったもの ⑤ ②イ、③に該当する場合は、以下のいずれかの要件 ア 当該会社を設立した個人が過去に自らが営んでいた事業をその経営状況の悪化により廃止した経験を有するもの イ 当該会社を設立した個人が過去に経営の状況の悪化により解散した会社の当該解散の日において当該会社の業務を執行する役員であったもの |
| (3) 資金使途 | 開業及び開業後の事業を行うために必要な事業資金 ただし、新会社設立のための株式取得資金(資本金又は出資金)は対象としない |
| (4) 融資限度額 | 3,500万円 |
| (5) 融資期間・利率 | 3年以内 年1.0% |
| | 3年超5年以内 年1.1% |
| | 5年超7年以内 年1.2% |
| | 7年超10年以内 年1.3% ※資金使途は設備資金に限る |
| (6) 金利区分 | 特別金利6 |
| (7) 貸付方法 | 証書貸付 |
| (8) 返済方法 | 据置1年以内の分割返済 ただし、返済期間1年以内は分割返済又は一括返済 資金使途が設備資金の場合の据置期間は以下のとおりとする ・3年超7年以内：据置2年以内 ・7年超10年以内：据置3年以内 |
| (9) 保証制度 | 再挑戦支援保証 |
| (10) 責任共有制度 | 対象外 |

| | |
|-------------|---|
| (11) 必要書類 | <ul style="list-style-type: none"> ① 資格要件申告書 (2)融資対象①のみ) ② 創業・再挑戦計画書 (2)融資対象②③のみ) ③ 会社が申込人のときは、商業登記簿謄本及び定款の写し ④ 個人が申込人のときは、開業届出書の写し等の開業年月日が確認できる資料 (認定特定創業支援等事業により支援を受けている場合のみ) ⑤ 認定特定創業支援等事業により支援を受けていることの市町村長の証明書の写し (金利優遇措置を受ける場合のみ) ⑥ 県の行うスタートアップ支援事業による支援を受けた者である旨の証明書 |
| (12) 申込受付機関 | <p>以下のいずれかとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 取扱金融機関 ② 保証協会 |
| (13) 金利優遇措置 | <p>県の行うスタートアップ支援事業による支援を受けた者については、上記金利から0.3%引下げする</p> |

(創業等支援資金【経営者保証免除】)

第23 創業等支援資金【経営者保証免除】の融資条件は、要綱で定めるものの他、以下のとおりとする。

| | |
|-------------|--|
| (1) 資金名(略称) | 創業等支援資金【経営者保証免除】(略称「環創SSS」) |
| (2) 融資対象 | 以下のいずれかに該当するもの ① 以下いずれかの創業前の創業者で、事業開始に係る具体的計画を有するもの ア 2か月以内に新たに会社を設立して事業を開始する、事業を営んでいない個人 イ 自らの事業の全部又は一部を継続的に実施しつつ新たに会社を設立して、新たな会社が事業を開始する具体的計画を有する、中小企業者である会社 ② 以下のいずれかの創業後の創業者 ア 事業を営んでいない個人が新たに設立した会社で、設立の日以後5年を経過していないもの イ 中小企業者である会社が自らの事業の全部又は一部を継続的に実施しつつ新たに設立した会社で、設立の日以後5年を経過していないもの ③ 産競法第2条第31項第2号に規定する創業者(事業を営んでいない個人が事業を開始した日以後5年を経過していないもの)であって新たに会社(中小企業者に限る。)を設立したものが、事業の譲渡により、事業の全部又は一部を当該会社に継承させる場合であって、新たに会社を設立したものが事業を開始した日から起算して5年を経過していないとして、同条第31項第4号に掲げる創業者とみなされるもの |
| (3) 資金用途 | 開業及び開業後の事業を行うために必要な事業資金 ただし、新会社設立のための株式取得資金(資本金又は出資金)は対象としない |
| (4) 融資限度額 | 3,500万円 |
| (5) 融資期間・利率 | 3年以内 年1.0% ----- 3年超5年以内 年1.1% ----- 5年超7年以内 年1.2% ----- 7年超10年以内 年1.3% ※資金用途は設備資金に限る |
| (6) 金利区分 | 特別金利6 |
| (7) 貸付方法 | 証書貸付 |
| (8) 返済方法 | 据置1年以内の分割返済 ただし、返済期間1年以内は分割返済又は一括返済 申込金融機関において本保証付き融資と原則同時にプロパー融資を実行する、又は保証申込み時においてプロパー融資の残高がある場合は据置期間を3年以内とする |
| (9) 保証制度 | スタートアップ創出促進保証 |
| (10) 責任共有制度 | 対象外 |
| (11) 必要書類 | ① 創業計画書(スタートアップ創出促進保証制度用) ((2)融資対象②③のみ) ② 商業登記簿謄本及び定款の写し (認定特定創業支援等事業により支援を受けている場合のみ) ③ 認定特定創業支援等事業により支援を受けていることの市町村長の証明書の写し (金利優遇措置を受ける場合のみ) ④ 県の行うスタートアップ支援事業による支援を受けた者である旨の証明書 |
| (12) 申込受付機関 | 取扱金融機関 |
| (13) 金利優遇措置 | 県の行うスタートアップ支援事業による支援を受けた者については、上記金利から0.3%引下げる |
| (14) 連帯保証 | 連帯保証は不要とする |

(創業等支援資金の融資条件等)

第24 第21から第23の創業等支援資金の(2)融資対象については、以下のとおりとする。

- (1) 「1か月以内」については、産競法第2条第31項第1号の認定特定創業支援等事業により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行おうとする者にあつては、「6か月以内」とする。
- (2) 「2か月以内」については産競法第2条第31項第3号の認定特定創業支援等事業により経済産業省令で定めるところにより支援を受けて創業を行おうとする者にあつては、「6か月以内」とする。
- (3) 「事業を営んでいない個人」とは、融資申込日に事業を営んでない者をいい、法人の代表権のある役員は該当しない。
- (4) 「事業を開始した日」とは、法人は設立登記年月日とし、個人事業主は所得税法第229条の「開業等の届出」を税務署長に提出した開業日とする。

2 第21から第23の創業等支援資金の(13)金利優遇措置を受ける場合は、スタートアップ推進課から証明を受けること。

3 第22の創業等支援資金【再挑戦】の(2)融資対象に規定する「事業の廃止又は解散の日」については、以下のとおりとする。

- (1) 事業の廃止は、個人事業主の廃業のこととし、廃業届や税務申告書の控え等で確認できる廃止の日とする。なお、破産免責を受けたもので廃止日が確認できない場合は、破産手続き開始日とする。
- (2) 解散は、会社の解散のこととし、商業登記簿謄本の解散事由が発生した日を基準とする。

4 第23の創業等支援資金【経営者保証免除】の保証申込受付時点において、税務申告1期末終了の創業者については、創業資金総額の1/10以上の自己資金を有していること。

5 創業等支援資金の融資対象者であつて、保証協会と株式会社日本政策金融公庫との連携により、協調融資の決定に至った場合においては、創業等支援資金（協調推進枠）として整理することとする。

(再生資金【再生】)

第25 再生資金【再生】の融資条件は、要綱で定めるものの他、以下のとおりとする。

| (1) 資金名・略称 | 再生資金【再生】 | |
|-------------|---|--|
| | (通常型) 略称「環再サ」 | (経営改善・再生支援強化型) 略称「環再経再」 |
| (2) 融資対象 | 事業再生計画（当該計画に係る債権者全員の合意が成立したものに限り。）に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う産競法第2条第23項に規定する中小企業者 | 資材高騰や物価高、人手不足等の影響により業況が悪化する中、事業再生計画（当該計画に係る債権者全員の合意が成立したものに限り。）に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行う産競法第2条第23項に規定する中小企業者 |
| (3) 資金使途 | 事業再生計画の実施に必要な事業資金 | |
| (4) 融資限度額 | 2億8,000万円 | |
| (5) 融資期間・利率 | 1年超10年以内 年1.7% | |
| | 10年超13年以内 年1.8% | |
| | 13年超15年以内 年1.9% | |
| (6) 金利区分 | 特別金利2 | |
| (7) 貸付方法 | 証書貸付 | |
| (8) 返済方法 | 据置1年以内の分割返済 | 据置3年以内の分割返済 |
| (9) 保証制度 | 事業再生計画実施関連保証【別枠保証】 | 事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型）【別枠保証】 |
| (10) 責任共有制度 | 対象 ただし、責任共有対象外の既往借入金等を残額の範囲内で借換する場合は対象外 | |
| (11) 必要書類 | 事業再生計画 | ① 事業再生計画 （経営者保証免除対応を適用する場合） ② 経営者保証免除対応確認書 |
| (12) 申込受付機関 | 取扱金融機関 | |
| (13) 連帯保証 | 経営者保証免除対応を適用する場合は、法人代表者の連帯保証を徴求しない | |
| (14) その他 | 取扱期間については国の事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型）制度要綱の定めのとおりとする | |

2 前項(2)融資対象及び(3)資金使途で規定する計画は、以下のいずれかに該当するものとする。

- (1) 独立行政法人中小企業基盤整備機構の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画
- (2) 産競法第134条に規定する認定支援機関（株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（平成23年法律第113号）第59条第1項に規定する産業復興相談センターを含む。）の指導又は助言を受けて作成された事業再生の計画
- (3) 産競法第2条第22項に規定する特定認証紛争解決手続に従って作成された事業再生計画
- (4) 株式会社整理回収機構が策定を支援した再生計画
- (5) 株式会社地域経済活性化支援機構法（平成21年法律第63号）に基づき設置されている株式会社地域経済活性化支援機構が再生支援決定を行った事業再生計画
- (6) 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法に基づき設置されている株式会社東日本大震災事業者再

生支援機構が支援決定を行った事業再生計画

(7) 私的整理に関するガイドラインに基づき成立した再建計画

(8) 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドラインに基づき作成された計画であって、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成 11 年法律第 15 号）に基づく調停における調書（同法第 17 条第 1 項の調停条項によるものを除く。）又は同法第 20 条に規定する決定において特定されたものの

(9) 中小企業の事業再生等に関するガイドラインに基づき成立した事業再生計画

(10) 独立行政法人中小企業基盤整備機構が法第 140 条に規定する出資業務により出資を行った投資事業有限責任組合が策定を支援した再建計画

(11) 経営サポート会議（信用保証協会や債権者たる金融機関等の関係者が一堂に会し、中小企業者ごとに経営支援の方向性、内容等を検討する場）による検討に基づき作成又は決定された事業再生の計画

(12) 経営強化法第 31 条第 2 項に規定する認定経営革新等支援機関が経営改善計画策定支援事業によって策定を支援した事業再生の計画

3 前 1 項(11)必要書類で規定する事業計画書は、以下の内容を満たすもの又は含むものとする。

(1) 債権者間の合意がとれていること。

(2) 申込人の経営に係る現況・課題と課題を踏まえた改善策を記載すること。

(3) 計画期間中の各事業年度の収支計画及び計画終了時の定量目標並びにその達成に向けた具体的な行動計画を記載すること。

4 本制度は、国の全国統一制度である事業再生計画実施関連保証及び事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型）を適用するため、国の保証制度要綱等に基づき、融資を実行した金融機関は、計画の実行状況の管理等を行うこと。

(事業承継資金【経営承継】)

第26 事業承継資金【経営承継】の融資条件は、要綱で定めるものの他、以下のとおりとする。

| (1) 資金名・略称 | 事業承継資金【経営承継】 | |
|-------------|---|---|
| | 略称「環承経」 | 略称「環承経準」 |
| (2) 融資対象 | 事業承継を実施した以下のいずれかに該当する中小企業者 ① 経営承継円滑化法第12条第1項第1号イに基づく知事の認定を受けた会社 ② 経営承継円滑化法第12条第1項第2号イに基づく知事の認定を受けた個人 | 事業活動に支障が生じている他の中小企業者から経営の承継を受ける以下いずれかに該当する中小企業者 ① 経営承継円滑化法第12条第1項第1号ロに基づく知事の認定を受けた会社 ② 経営承継円滑化法第12条第1項第2号ロに基づく知事の認定を受けた個人 ③ 経営承継円滑化法第12条第1項第1号ハに基づく知事の認定を受けた会社 |
| (3) 資金使途 | 知事が認定した経営の承継の円滑化に必要な以下のいずれかの資金 ① 議決権株式の取得資金 ② 事業用資産等の取得資金 ③ 事業用資産等に係る相続税又は贈与税の納税資金 ④ 他の共同相続人に対して負担する債務の返済資金又は遺留分侵害額の請求に基づき支払うべき資金 ⑤ 運転資金 | 他の中小企業者の経営の承継に不可欠な資産であって、以下のものを取得するために必要な資金 ① 他の中小企業者が有する事業用資産等 ② 他の中小企業者である会社の株式等(取得後に総株主の議決権の過半数を有すること) |
| (4) 融資限度額 | 2億8,000万円 | |
| (5) 融資期間・利率 | 1年超3年以内 年1.3%以内 | |
| | 3年超5年以内 年1.4%以内 | |
| | 5年超7年以内 年1.5%以内 | |
| | 7年超10年以内 年1.6%以内 | |
| (6) 金利区分 | 特別金利3 | |
| (7) 貸付方法 | 証書貸付 | |
| (8) 返済方法 | 据置1年以内の分割返済 | |
| (9) 保証制度 | 経営承継関連保証【別枠保証】 | 経営承継準備関連保証【別枠保証】 |
| (10) 責任共有制度 | 対象 | |
| (11) 必要書類 | ① 経営承継円滑化法第12条第1項に基づく知事の認定書の写し、認定申請書の写し及び認定申請の必要書類の写し ② 経営承継円滑化法第12条第1項第1号ハに基づく知事の認定を受けている場合は、財産要件確認書(金利優遇措置を受ける場合のみ) ③ 証明申請書(様式6号) | |
| (12) 申込受付機関 | 取扱金融機関 | |
| (13) 金利優遇措置 | 愛知県事業承継ネットワークの構成機関等による支援を受けた者については、上記金利から0.2%引下げする | |
| (14) 連帯保証 | 原則として法人代表者又は他の中小企業者(会社に限る)以外の連帯保証は要しない ただし、経営承継円滑化法第12条第1項第1号ハに基づく知事の認定を受けている場合は、連帯保証を徴求しないものとする | |
| (15) その他 | 認定を受けた日の翌日から1年を経過する日までに、保証協会が申込みを受付することを要する | |

- 2 前項(2)融資対象で規定する経営承継円滑化法第12条第1項第1号イに基づく知事の認定により申込する会社である中小企業者は、以下のいずれかに該当することを要件とする。
 - (1) 当該申込人以外の者が有する当該申込人の議決権株式を取得する必要があること。
 - (2) 当該申込人以外の者が有する当該申込人の事業用資産等を取得する必要があること。
 - (3) 当該申込人の代表者（代表者であった者を含む。）が死亡又は退任した後の3月間における当該申込人の売上高又は販売数量（以下「売上高等」という。）が、前事業年度の同時期の3月間における売上高等の100分の80以下に減少することが見込まれる（している）こと。
 - (4) 仕入先（当該申込人の仕入額の総額に占める当該仕入先からの仕入額の割合が100分の20以上である場合における当該仕入先に限る。以下同じ。）からの仕入れに係る取引条件について当該申込人の不利益となる設定又は変更が行われたこと。
 - (5) 取引先金融機関（預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第1項に規定する金融機関、農水産業協同組合貯金保険法（昭和48年法律第53号）第2条第1項に規定する農水産業協同組合、株式会社日本政策金融公庫、株式会社国際協力銀行、沖縄振興開発金融公庫及び株式会社日本政策投資銀行であって、当該申込人の借入融資限度額の総額に占める当該取引先金融機関からの借入融資限度額の割合が100分の20以上である場合における当該取引先金融機関に限る。以下同じ。）との取引に係る支障が生じたこと。
 - (6) その他諸費用が生じたこと。
- 3 第1項(2)融資対象で規定する経営承継円滑化法第12条第1項第2号イに基づく知事の認定により申込する個人である中小企業者は、以下のいずれかに該当することを要件とする。
 - (1) 当該中小企業者以外が有する当該中小企業者の事業用資産等を取得する必要があること。
 - (2) 当該中小企業者が相続若しくは遺贈又は贈与により取得した当該中小企業者の事業用資産等に係る相続税又は贈与税を納付することが見込まれること。
 - (3) 当該他の個人である中小企業者が死亡又は当該他の個人である中小企業者が営んでいた事業を譲渡した後の3月間における当該中小企業者の売上高等が、前年の同時期の3月間における売上高等の100分の80以下に減少することが見込まれる（している）こと。
 - (4) 仕入先からの仕入れに係る取引条件について当該中小企業者の不利益となる設定又は変更が行われたこと。
 - (5) 取引先金融機関との取引に係る支障が生じたこと。
 - (6) 次に掲げるいずれかを内容とする判決が確定し、裁判上若しくは裁判外の和解があり、又は家事事件手続法により審判が確定し、若しくは調停が成立したこと。
 - ① 当該個人が有する事業用資産等をもってする分割に代えて当該個人が他の共同相続人に対して債務を負担する旨の遺産分割
 - ② 当該個人が遺留分侵害額の請求に基づき支払うべき金銭の額
 - (7) その他諸費用が生じたこと
- 4 第1項(2)融資対象で規定する経営承継円滑化法第12条第1項第1号ハに基づく知事の認定により申込する場合は、以下の要件を満たすものとする。
 - (1) 申込日直前の決算において資産超過であること
 - (2) 申込み直前の決算において EBITDA 有利子負債倍率（（借入金・社債－現預金）÷（営業利益＋減価償却費））が10倍以内であること
 - (3) 申込日直前の決算において法人・個人の分離がなされていること
 - (4) 申込日において、返済緩和している借入金がないこと
- 5 第1項(13)金利優遇措置を受ける場合は、証明申請書（様式6号）を愛知県事業承継ネットワークの構成機関等に提出し、計画が当該構成機関等の支援を受けて作成されたものである旨の証明を受けたうえで名古屋商工会議所に提出し、当該構成機関等が愛知県事業承継ネットワークの構成機関等である旨の証明を受けなければならない。

(事業承継資金【特定経営承継】)

第27 事業承継資金【特定経営承継】の融資条件は、要綱で定めるものの他、以下のとおりとする。

| (1) 資金名・略称 | 事業承継資金【特定経営承継】 | |
|-------------|---|---|
| | 略称「環承経特」 | 略称「環承経特準」 |
| (2) 融資対象 | 事業承継を実施した経営承継円滑化法第12条第1項第1号イに基づく知事の認定を受けた中小企業者（以下、「認定中小企業者」という。）の代表者個人 | 経営承継円滑化法第12条第1項第3号に基づく知事の認定を受けた事業を営んでいない個人 |
| (3) 資金使途 | 知事が認定した経営の承継の円滑化に必要な以下のいずれかの資金 ① 認定中小企業者以外の者が有する株式等を取得するための資金 ② 認定中小企業者以外の者が有する事業用資産等の取得資金 ③ 事業用資産等に係る相続税又は贈与税の納税資金 ④ 他の共同相続人に対して負担する債務の返済資金又は遺留分侵害額の請求に基づき支払うべき資金 ⑤ 認定中小企業者の事業活動の継続に特に必要な資金 | 他の中小企業者の経営の承継に不可欠な資産であって、以下のものを取得するために必要な資金 ① 他の中小企業者が有する事業用資産等 ② 他の中小企業者である会社の株式等（取得後に総株主の議決権の過半数を有すること） |
| (4) 融資限度額 | 2億8,000万円 | |
| (5) 融資期間・利率 | 1年超3年以内 年1.3%以内 | |
| | 3年超5年以内 年1.4%以内 | |
| | 5年超7年以内 年1.5%以内 | |
| | 7年超10年以内 年1.6%以内 | |
| (6) 金利区分 | 特別金利3 | |
| (7) 貸付方法 | 証書貸付 | |
| (8) 返済方法 | 据置1年以内の分割返済 | |
| (9) 保証制度 | 特定経営承継関連保証【別枠保証】 | 特定経営承継準備関連保証【別枠保証】 |
| (10) 責任共有制度 | 対象 | |
| (11) 必要書類 | ① 経営承継円滑化法第12条第1項に基づく知事の認定書の写し、認定申請書の写し及び認定申請の必要書類の写し（金利優遇措置を受ける場合のみ） ② 証明申請書（様式6号） | |
| (12) 申込受付機関 | 主たる取引関係を有する取扱金融機関 | 取扱金融機関 |
| (13) 金利優遇措置 | 愛知県事業承継ネットワークの構成機関等による支援を受けた者については、上記金利から0.2%引下げする | |
| (14) 連帯保証 | 原則として認定中小企業者以外の連帯保証は要しない | 原則として法人代表者又は他の中小企業者（会社に限る）以外の連帯保証は要しない |
| (15) その他 | 認定を受けた日の翌日から1年を経過する日までに、保証協会が申込みを受付することを要する | |

- 2 前項(2)融資対象で規定する代表者個人は、以下に該当することを要件とする。
- (1) 当該認定中小企業者以外の者が有する株式等を取得する必要があること。
 - (2) 当該認定中小企業者以外の者が有する事業用資産等を取得する必要があること。
 - (3) 株式等若しくは事業用資産等に係る相続税又は贈与税を納付することが見込まれること。
 - (4) 当該認定中小企業者の株式等又は事業用資産等をもってする分割に代えて当該代表者が他の共同相続人に対して債務を負担する旨の遺産の分割をしたこと
 - (5) 認定中小企業者の代表者が遺留分侵害額の請求に基づき金銭を支払うこと。
 - (6) その他諸費用が生じたこと。
- 3 第1項(12)申込受付機関で規定する「主たる取引関係を有する取扱金融機関」とは、原則として、申込者の既往取引金融機関のうち、取引期間が長い、貸付残高が多い、保証債務残高が多い、融資に留まらず経営に係る相談その他の経営支援を頻繁に実施している等の理由から、一定の信頼関係を構築している者として申込者が認識する金融機関を指す。
- 4 第1項(13)金利優遇措置を受ける場合は、証明申請書(様式6号)を愛知県事業承継ネットワークの構成機関等に提出し、計画が当該構成機関等の支援を受けて作成されたものである旨の証明を受けたうえで名古屋商工会議所に提出し、当該構成機関等が愛知県事業承継ネットワークの構成機関等である旨の証明を受けなければならない。

(事業承継資金【経営承継借換】)

第28 事業承継資金【経営承継借換】の融資条件は、要綱で定めるものの他、以下のとおりとする。

| | |
|-------------|--|
| (1) 資金名(略称) | 事業承継資金【経営承継借換】(略称「環 承 借換」) |
| (2) 融資対象 | 経営承継円滑化法第12条第1項第1号ニに基づく知事の認定を受けた会社である中小企業者 |
| (3) 資金使途 | 認定を受けた中小企業の経営の承継に必要な資金のうち、当該認定の日から経営承継の日までの間における借換資金(当該中小企業者の代表者が保証債務を負う借入に係るもの) |
| (4) 融資限度額 | 2億8,000万円 |
| (5) 融資期間・利率 | 1年超3年以内 年1.1%以内 |
| | 3年超5年以内 年1.2%以内 |
| | 5年超7年以内 年1.3%以内 |
| | 7年超10年以内 年1.4%以内 |
| (6) 金利区分 | 特別金利5 |
| (7) 貸付方法 | 証書貸付 |
| (8) 返済方法 | 据置1年以内の分割返済 |
| (9) 保証制度 | 経営承継借換関連保証【別枠保証】 |
| (10) 責任共有制度 | 対象 |
| (11) 必要書類 | ① 経営承継円滑化法第12条第1項に基づく知事の認定書の写し、認定申請書の写し及び認定申請の必要書類の写し ② 財務要件確認書 ③ 借換債務等確認書 |
| (12) 申込受付機関 | 申込者が融資取引のある取扱金融機関 |
| (13) 連帯保証 | 連帯保証は不要とする |

2 前項(2)融資対象としている経営承継円滑化法第12条第1項第1号ニに基づく知事の認定により申込する場合は、以下の要件を満たすものとする。

- (1) 申込日直前の決算において資産超過であること
- (2) 申込み直前の決算において EBITDA 有利子負債倍率（（借入金・社債－現預金）÷（営業利益＋減価償却費））が10倍以内であること
- (3) 申込日直前の決算において法人・個人の分離がなされていること
- (4) 申込日において、返済緩和している借入金がないこと

(事業承継資金【事業承継特別】)

第29 事業承継資金【事業承継特別】の融資条件は、要綱で定めるものの他、以下のとおりとする。

| | |
|-------------|--|
| (1) 資金名(略称) | 事業承継資金【事業承継特別】(略称「環承特」) |
| (2) 融資対象 | 以下の①又は②に該当し、かつ、③に該当する中小企業者 ① 保証協会の保証申込受付日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人 ② 令和2年1月1日から令和7年3月31日までに事業承継を実施した法人であって、事業承継日から3年を経過していないもの ③ 次のアからエまでに定める全ての要件を満たすこと。なお、アからウまでについては、保証協会への申込日の直前の決算によるものとし、エについては、保証協会への申込日に満たしていることを要するものとする。 ア 資産超過であること イ EBI TDA有利子負債倍率(借入金・社債-現預金)÷(営業利益+減価償却費)が10倍以内であること ウ 法人・個人の分離がなされていること エ 返済緩和している借入金がないこと |
| (3) 資金使途 | 以下の事業資金 【融資対象①に該当する中小企業者】 経営の承継に必要な事業資金及び個人保証付き既往借入金の返済資金 【融資対象②に該当する中小企業者】 事業承継前に借入した個人保証付き既往借入金の返済資金 |
| (4) 融資限度額 | 2億8,000万円 |
| (5) 融資期間・利率 | 1年超3年以内 年1.1%以内 |
| | 3年超5年以内 年1.2%以内 |
| | 5年超7年以内 年1.3%以内 |
| | 7年超10年以内 年1.4%以内 |
| (6) 金利区分 | 特別金利5 |
| (7) 貸付方法 | 証書貸付 |
| (8) 返済方法 | 据置1年以内の分割返済 |
| (9) 保証制度 | 一般保証 |
| (10) 責任共有制度 | 対象 |
| (11) 必要書類 | ① 事業承継計画書 ② 財務要件確認書 (資金使途が返済資金の場合) ③ 借換債務等確認書 |
| (12) 申込受付機関 | 取扱金融機関 |
| (13) 連帯保証 | 連帯保証は不要とする |

2 本制度を既に利用している中小企業者は、前項(2)融資対象に該当することに加え、本制度1回目の保証日(ただし、貸付実行されたものに限る。)から3年以内に保証申込を行うものに限る。

(その他)

第 30 この要領に規定するもののほか、この制度の運用について必要な事項は、県と関係機関との協議により定める。

附 則

- 1 この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要領の制定前に融資申込みしたものについては、従前の例による。

附 則

この要領は、令和 6 年 7 月 1 日から施行し、改正後の第 23 第 1 項(11)、(12)及び第 25 から第 29 までの第 1 項(5)の規定は令和 6 年 4 月 1 日保証申込受付分から適用する。

附 則

この要領は、令和 6 年 9 月 2 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 9 月 24 日に改正し、令和 6 年 9 月 2 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。